議案第12号

羽生市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事項)

- 第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機 関の欄に掲げる附属機関を置く。
- 2 附属機関の担任する事項は、別表担任事項の欄に掲げるとおりと する。

(委員の定数)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとお りとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、第2条第1項に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係)

執行	附属機関	担任事項	委員の
機関			定数
市長	羽生市表彰審査	市が表彰する候補者の審査	1 1 人
	会		以内
	羽生市女性会議	男女共同参画の推進に関する事	2 0 人
		項についての調査及び審議	以内

T		
羽生市行政改革	市の行政経営に関する提言	1 0 人
推進委員会		以内
羽生市まち・ひ	羽生市まち・ひと・しごと創生	1 8 人
と・しごと創生	総合戦略の策定及び推進につい	以内
市民会議	ての審議	
羽生市地域公共	地域の実情に即した輸送サービ	2 5 人
交通会議	スの実現に必要となる事項の審	以内
	議	
羽生市公共施設	公共施設等総合管理計画及び公	1 3 人
等総合管理計画	共施設個別施設計画の策定につ	以内
市民会議	いての審議	
羽生市障がい者	羽生市障がい者計画等の策定に	1 8 人
計画等策定委員	ついての審議、分析及び評価	以内
슾		
羽生市地域福祉	羽生市地域福祉計画の策定及び	1 6 人
計画策定委員会	見直しについての審議並びに評	以内
	価	
羽生市障がい者	障がい者等への支援体制の整備	7 人以
支援協議会	についての協議	内
羽生市老人ホー	養護老人ホーム等の入所等につ	6 人以
ム入所判定委員	いての調査及び審議	内
会		
羽生市地域包括	地域包括支援センターの運営等	1 0 人
支援センター運	についての調査及び審議	以内
営協議会		
羽生市在宅医	在宅医療・介護連携の推進につ	1 6 人
療・介護連携推	いての調査及び審議	以内

	進会議		
	羽生市介護保険	介護保険事業計画及び高齢者福	1 6 人
	事業計画等策定	祉計画の策定等についての調査	以内
	委員会	及び審議	
	認知症初期集中	認知症初期集中支援推進事業の	1 0 人
	支援チーム検討	実施についての調査及び審議	以内
	委員会		
	羽生市健康づく	健康づくりに関する施策につい	1 0 人
	り推進協議会	ての審議	以内
教育	羽生市立学校適	市立の小・中学校の規模の適正	1 5 人
委員	正規模審議会	化、学校規模適正化の年次計画	以内
会		等についての調査及び審議	
	羽生市教育振興	羽生市教育振興基本計画の策定	1 5 人
	基本計画策定会	についての審議	以内
	議		
	羽生市立小・中	市立の小・中学校に就学しよう	1 5 人
	学校就学支援委	とする者の障がいの種類、程度	以内
	員会	等の判断並びに障がいのある幼	
		児、児童及び生徒の就学に係る	
		教育的支援についての助言	
	羽生市学校給食	羽生市学校給食センターの運営	1 2 人
	センター運営協	に関する事項の審議	以内
	議会		
	同和対策集会所	集会所事業の企画及び運営に関	1 4 人
	運営委員会	しての教育委員会からの諮問へ	以内
		の答申並びに集会所の管理及び	
		運営についての審議	

放課後子ども教	放課後子ども教室事業の運営方	1 0 人
室運営委員会	法等の審議	以内
宝蔵寺沼ムジナ	国指定天然記念物「宝蔵寺沼ム	7 人以
モ自生地植生回	ジナモ自生地」の保存等に係る	内
復に関する保存	助言	
検討委員会		

備考

- 1 同和対策集会所運営委員会の委員の定数は、羽生市立同和対 策集会所設置及び管理条例(昭和48年条例第4号)第2条に 規定する同和対策集会所ごとに設置する同和対策集会所運営委 員会の委員の定数とする。
- 2 放課後子ども教室運営委員会の委員の定数は、放課後子ども 教室事業を実施する市立の小学校ごとに設置する放課後子ども 教室運営委員会の委員の定数とする。

令和2年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明